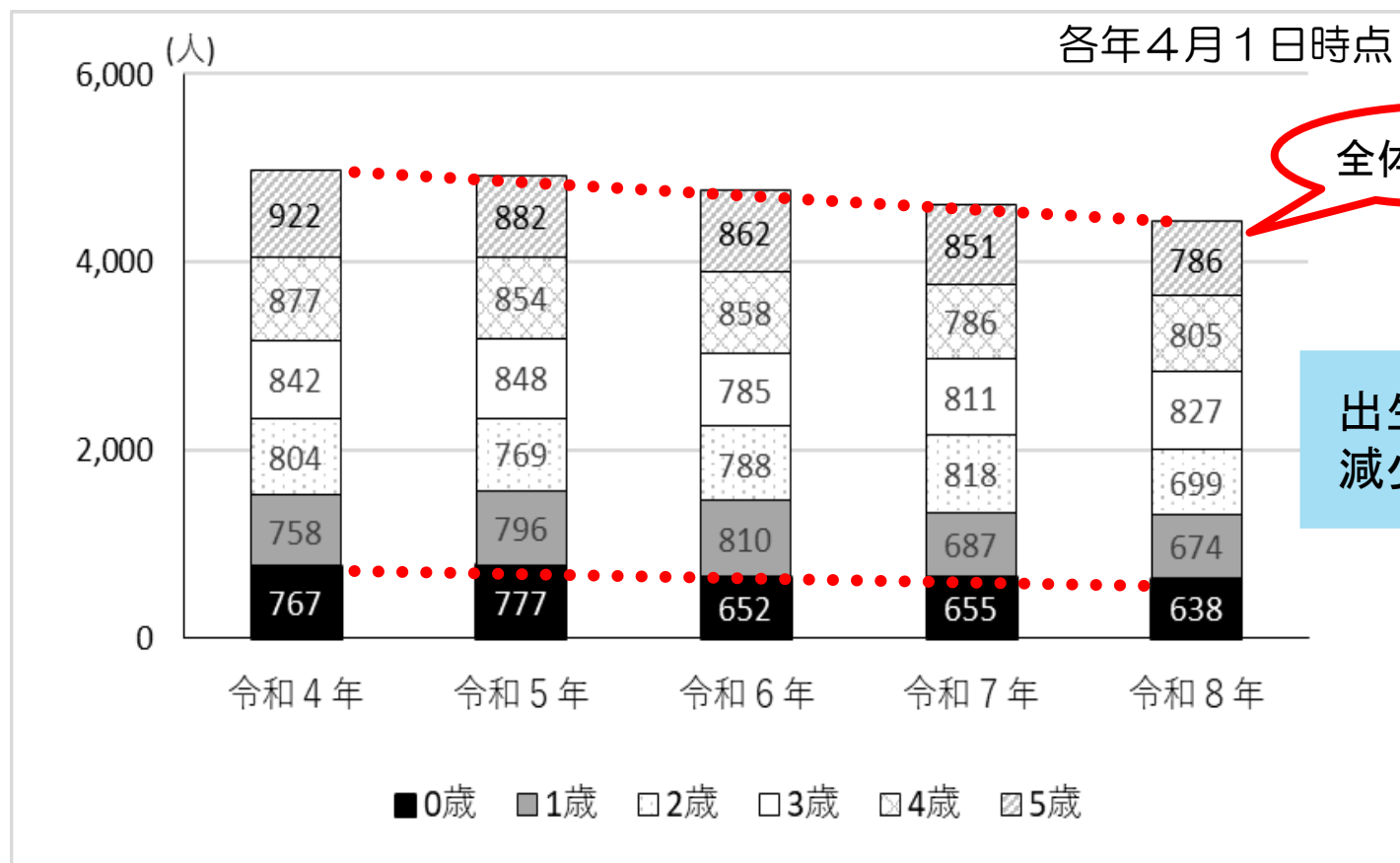


令和8年度第1回 子ども・子育て会議 資料1

令和8年8月3日 午後7時から
市役所2階 防災会議室

待機児童の状況について

1～5歳児の人口推移(過去5年)



子どもの数は
減っている

保育園の入所状況（過去5年）

【申込者数】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0歳児	133	133	109	128	130
1歳児	398	459	479	435	445
2歳児	480	447	488	514	485
3歳児	477	510	472	510	562
4歳児	516	495	523	484	524
5歳児	503	524	498	528	490
合計	2,507	2,568	2,569	2,599	2,636

【決定者数】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0歳児	105	110	96	114	118
1歳児	353	368	401	380	415
2歳児	441	419	459	494	467
3歳児	471	503	472	508	556
4歳児	516	499	522	484	523
5歳児	500	524	498	528	490
合計	2,386	2,423	2,448	2,508	2,569

一方で、保育園の就園者数は増加傾向にあり。
特に低年齢児の保育ニーズが高まっている → 待機児童の要因に

待機児童数の推移（過去5年）

（各年4月1日時点）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
令和8年度	-	8	5	-	-	-	13
令和7年度	-	21	6	-	-	-	27
令和6年度	-	38	20	-	-	-	58
令和5年度	-	52	25	5	-	-	82
令和4年度	-	2	7	-	-	-	9

今年度は13人の待機児童発生。低年齢児の保育ニーズは依然として高い。

待機児童対策について

昨年度比
14人減

幼稚園の魅力
向上の取組

取組項目	内容
幼稚園給食の提供開始 (令和7年4月から)	・外部搬入給食(食缶方式)による実施 ・昨年に実施したアンケートでは約9割の保護者が満足と回答
預かり保育の拡充・減額 (令和7年4月から)	・長期休業中の実施日を拡充(R6:63.0%開園 → R7:82.2%開園) ・長期休業中の預かり保育料を減額

→令和8年度入所申込で

当初保育所入所を希望していた園児のうち、23名の幼稚園入園に繋がる。

その他

取組項目	内容
ハード面	令和7年7月開所:洛和なごみ保育園(定員19人) 令和8年4月開所:認可保育園守山こども芸術大学(定員90人)
ソフト面	保育士の確保を強化する補助金の創設、新規採用保育士等臨時給付金、もりやま手当などの取組実施 (※詳細は資料2参照)

→全体で入所児童数61人増

「保育提供体制の確保のための実施計画」について

こどもまんなか
こども家庭庁

保育政策の新たな方向性

～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

概要

○ 令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実
【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進
【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善
【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが
応援・支援される

☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保



待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等

平成25年度 平成30年度 令和3年度 令和7年度 令和10年度末

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

保育政策の新たな方向性

- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】
→ 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換
- ・全てのこどもに適切な養育や健全な成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立 (R5.4.1施行)
→ 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

保育政策の方向性の転換

「保育の量の拡大」→「**質の向上(3つの柱)**」

実施計画による財政支援

特定教育・保育施設およびこども誰でも通園制度に対して、地域における保育ニーズの動向や保育提供体制の課題と対策を実施計画として国に提出し、採択を受けることで、**補助の嵩上等の財政支援**を受けることができます。

この財政支援を受けるためには地方版子ども・子育て会議にて**承認を得る必要があります**。

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。

「保育提供体制の確保のための実施計画」について

1 利用定員の増減

	令和7年度	令和8年度	詳細
0歳児	207	215(+8)	守山こども芸術大学の開園(+5) はすねだこども園(△3) 小規模保育所(+7)、 家庭的保育室(+2) 事業所内保育(△3)
1・2歳児	905	937(+32)	守山こども芸術大学の開園(+25) 小津こども園(+12) はすねだこども園(△18) 小規模保育所(+31) 家庭的保育室(△2) 事業所内保育(△16)
3歳児以上	1,554	1,648(+94)	守山こども芸術大学の開園(+60) 小津こども園(+33) はすねだこども園(+1)
合計	2,666	2,800(+134)	

3 受けたい採択と希望する財政支援

採択:待機児童対策、その他の地域課題

財政支援:保育士宿舍借り上げ支援事業、利用者支援事業(基本型)、一時預かり事業(一般型・幼稚園型Ⅱ)

※国の示す支援メニューから本市が希望するもの

2 課題と取組

課題1:保育人材の確保・定着化

取組:

- ・もりやま手当:市独自で保育士への給料の上乗せ支給
- ・新規採用保育士等臨時給付金:1年勤務10万円3年勤務20万円等
- ・保育士保育料半額補助:市内園で保育士の子の保育料半額補助
- ・宿舍借上支援事業費補助金:
法人園が宿舍として賃貸物件を借り上げた場合、賃料一部補助
- ・保育士等確保事業費補助金:採用活動経費に上限50万円補助

課題2:子育ての孤立化

取組:

- ・地域子育て支援拠点施設の整備:
気軽に親子同士の交流、相談ができる場の創出
- ・利用者支援員の配置:
相談内容に応じて必要な支援につなぐ支援員を拠点施設に配置
- ・一時預かりの実施:普段保育を利用していない方へ預かりを実施

就学前教育・保育施設整備交付金に係る整備計画について

就学前教育・保育施設整備交付金とは？

保育提供体制の確保に資する保育所の新設や施設の修繕等に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金です。交付にともない、国へ整備計画を提出するにあたり、地方版こども・子育て会議等にて承認を得る必要があります。

令和8年度の整備計画

施設名称	施設の類型	整備区分	内容
ひなぎくこども園	幼保連携型 認定こども園	大規模修繕	同園の空調設備65台およびキュービクル(高圧受電設備)の老朽化が進んでおり、引き続き良好な保育環境を維持するため、同園が実施する設備更新工事にかかる経費を一部補助する。
北部地域子育て支援拠点施設 (速野幼稚園内)	乳児等通園 支援事業所	創設	公立幼稚園の空き教室を利用した「地域子育て支援拠点施設」を創設し、こども誰でも通園制度を実施するための必要な整備を実施する。

こども誰でも通園制度について

こども誰でも通園制度の概要

こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援強化を目的に、令和8年度から開始された制度

対象児童	就園していない生後6か月から満3歳未満までの児童
一時預かりとの違い	・利用理由不問 ・目的: 家庭だけでは得られない様々な経験により子どもの育ちを応援する
実施施設	地域子育て支援拠点施設mamocco
その他	・保護者負担額: 1時間あたり300円 ・利用可能時間: 児童1人あたり月10時間

【6月末までの実績】

月別利用者数（こども単位）: 4月42人, 5月74人, 6月88人

利用登録者数（保護者）: 125人

乳児等通園支援事業における 事業の「認可」および事業所の「確認」について

1 認可

児童福祉法において、事業者は事業実施にあたり、市が定める基準に基づき、審査を受けて「認可」を得る必要があります。
また、認可にあたり、子ども・子育て会議の意見を聴取する必要があります。（ただし公立施設除く）

2 確認

子ども子育て支援法において、認可を受けた事業所ごとに利用定員を定め、運営の基準等を満たしていることを確認します。
また、利用定員を設定するにあたり、子ども・子育て会議の意見を聴取する必要があります。

乳児等通園支援制度の基準	
職員	保育士の配置 ・乳児：おおむね3人に対して1人以上 ・満1歳から満3歳未満の幼児：おおむね6人に対して1人以上 ・従事者の半数を保育士とすること、従事者は2人以上
施設	・乳児から満2歳未満の幼児：乳児室（1.65㎡）またはほふく室（3.3㎡） ・満2歳児以上の幼児：保育室または遊戯室（ともに1.98㎡） ・便所 ・その他必要な備品等

審査事項			
施設名称	守山市地域子育て支援拠点施設mamocco		
場所	守山市梅田町6番2号		
運営法人	株式会社セリオ（mamocco指定管理者）		
開所曜日・時間	月・火・木・金・土 午前9時30分から午後4時30分まで		
面積	乳児室および保育室19.5㎡（1人当たり4㎡）		
利用定員	5人	職員数	3人
食事	あり（持参）	開始日	令和8年4月

放課後児童クラブの状況について

放課後児童クラブの現状

昨年度同様、放課後児童クラブの利用ニーズは増加傾向にあり、一部クラブでは特に高学年に待機児童が発生。就園率の高まりに伴い、今後も利用ニーズの増加が見込まれる。

(詳細は別紙「別紙_小学校区ごとの放課後児童クラブの状況」のとおり)

■令和8年度

4月1日通所児童数(公設・民設の合計)

	小学1年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	計	利用率 (C=B/A)
児童数 (A)	832	860	880	900	909	969	5,350	—
利用者 (B)	468	463	394	222	80	36	1,663	31.1%
(内訳) 通年利用	427	409	342	180	50	18	1,426	26.7%
季節利用	41	54	52	42	30	18	237	4.4%
利用率 (C=B/A)	51.5%			12.2%			—	—

季節利用・・・夏休みや冬休みなど長期休暇中のみの利用

放課後児童クラブの今後の方針

【守山・立入が丘・河西・速野】

一定の利用者増加は見込まれるが、既存施設において引き続き受入れを実施

【物部・吉身】

今後の児童数とニーズの増加に対して更なる受け皿の確保が必要となるため、令和9年度の拡充に向けて施設整備を予定

【小津】

今後の児童数とニーズの増加に対して、新たな施設整備による受け皿の確保を検討

【玉津・中洲】

学校施設を活用し、保護者の就労等の有無にかかわらず、すべての子どもが放課後に自主的に過ごせる場を提供する「小学生の放課後の居場所事業」を令和9年度から開始予定（前回会議で説明）